

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県環境審議会の答申を踏まえ、石綿排出等工事等における石綿の飛散の防止に係る規定を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止

(ア) 定義の改正

石綿に係る規定が適用される建築材料、作業、工事について新たに定義する。(第2条関係)

(イ) 周辺住民等への周知

石綿排出等工事の施工者に対し、規則で定める事項について、周辺住民等への周知を義務付ける。(第52条の2関係)

(ウ) 石綿濃度等の測定

石綿排出等工事の施工者に対し、工事場所周辺における大気中の石綿濃度等の測定、その結果の記録、保存を義務付ける。(第52条の3関係)

(エ) 届出等

石綿排出等工事の発注者等に対し、作業の管理体制等の知事への届出や、作業完了の報告を義務付ける。(第52条の5及び第52条の6関係)

(オ) 非常時の措置

石綿排出等工事において石綿の飛散若しくはそのおそれが生じたときの措置として、通報、応急措置、措置命令に関する規定を設ける。(第52条の7関係)

(カ) 罰則等

(2)ア(イ)から(エ)及びウを勧告規定に追加する。また、(2)ア(オ)に対する罰則規定を追加する。(第110条の2及び第121条関係)

イ 石綿を含有する建築材料を使用する建築物の適正管理

災害で倒壊した建築物等からの石綿の飛散を防止するため、建築物等の所有者等に対し、その建築物等の石綿含有建材の使用状況を把握するとともに、石綿飛散防止措置を講ずるよう努める旨の規定を設ける。(第52条の8関係)

ウ その他所要の規定の整備を行う。(改正後の第52条及び第52条の4関係)

(3) 施行期日

令和3年10月1日。ただし、一部の規定については令和4年4月1日。